

一般社団法人宮崎県サッカー協会役員、職員等倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人宮崎県サッカー協会（以下「本協会」という。）の役員及び事務局職員等（以下「役・職員等」という。）の倫理に関する基本となるべき事項及びガイドラインを定めることにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員等)

第2条 役・職員等は次のとおりとする

- (1) 本協会の理事、監事、名誉会長、顧問及び参与
- (2) 本協会の各委員会の委員
- (3) 本協会の事務局職員

(役・職員等の責務)

第3条 役・職員等は、本協会定款第3条の目的を達成するため、法令に定めるもののほか、定款及びこの規程に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

(役・職員等の遵守事項)

第4条 役・職員等は、本協会のガイドラインに基づき、暴力、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント及びドーピング等禁止薬物乱用などの行為を行ってはならない。

- 2 役・職員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役・職員等は、日常行動において公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや、幹旋、強要をしてはならない。
- 4 役・職員等は、補助金、助成金等の会計処理に関し、法令、定款又は規程等に基づき適正に行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 役・職員等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(役・職員等が違反した場合の対処)

第5条 役・職員等が、この規程に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合は、担当理事は直ちに調査を行うものとする。

- 2 前項の調査の結果、役・職員等が、法令、定款又はこの規程に違反すると認められる場合は、会長は倫理委員会の意見を聴取したうえで、役員については、定款第25条に基づき必要な措置をとるものとする。
- 3 職員に関する対処は、本会就業規則第2章 第5節 解雇及び第3章 服務規律に基づき必要な措置をとるものとする

(規程の変更)

第6条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、本協会の役・職員等の倫理に関し必要な事項は、理事会で審議して、会長が定める。

附 則

1. この規程は、平成29年12月16日から施行する。